

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月1日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	上市町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.kamiichi.toyama.jp

執行機関名 上市町教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例(昭和31年上市町条例第18号)の規定による上市町奨学資金の支給又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第5項 上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例(昭和31年上市町条例第18号)の規定による上市町奨学資金の支給又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条	上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第1条及び第3条第1項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u>の<u>修学の援助</u>を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、<u>上市町奨学資金(以下「奨学資金」という。)</u>を支給し、又は貸与することにより、<u>教育基本法(平成18年第102号)第4条第3項に規定する教育の機会均等を図ることを目的とする。</u></p> <p>(対象者) 第3条 対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) <u>学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。別表において同じ。)、大学(同法第104条に規定する短期大学(以下「短期大学」という。))及び大学院を除く。以下同じ。)</u>及び<u>高等専門学校(別表において「高等専門学校」という。)</u>並びに<u>短期大学並びに同法第124条に規定する専修学校(第12条及び別表において「専修学校」という。)</u>に置かれる<u>修業年限2年以上の高等課程及び専門課程をいう。第5条において同じ。)</u>に在学する者であること。ただし、町長がやむを得ない特別な事情があると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>	<p></p>	<p>上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例 上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則</p>